

第1章 序

1. 計画改訂の背景と視点

(1) 計画改訂の背景

平成8年3月に策定された「緑の基本計画」(以下「前計画」という。)は、国や県の緑施策の進展の中で平成18年3月に改定されました。前計画の計画期間の間、市街地内の民間の保養所等の宅地開発等があったものの、根幹となる緑地は大きく変わることなく、一定の保全が図られたものと考えます。

また、平成27年3月には、今後の町の将来像を定める第四次総合計画基本構想が策定されました。その後、平成28年1月には葉山町都市計画マスタープランが改定されるなど、関連する個別計画等の策定・改定が行われています。

特に第四次総合計画基本構想策定時に実施した町民アンケート調査においては、町の魅力として良好な自然環境が挙げられるとともに、将来の市街地内の開発等によりこれらの自然環境が消失することが懸念され、何らかの保全策の策定を望む意向が多数寄せられました。

このような状況の中、計画期間満了を迎え、今後予測される超高齢化・人口減少社会の到来などの社会情勢の変化に対応したまちづくりと、葉山らしい良好な住環境を形成する自然環境の保全を進めるべく、緑の基本計画を改訂します。

(2) 計画改訂の視点

第四次葉山町総合計画基本構想における土地利用構想では、これまで進めてきた土地利用施策を土台とし、基本的な方向性を継承しつつ、自然的土地利用*と都市的土地利用*の調和を図り、豊かな自然環境に恵まれた住環境の維持向上を目指すこととしています。

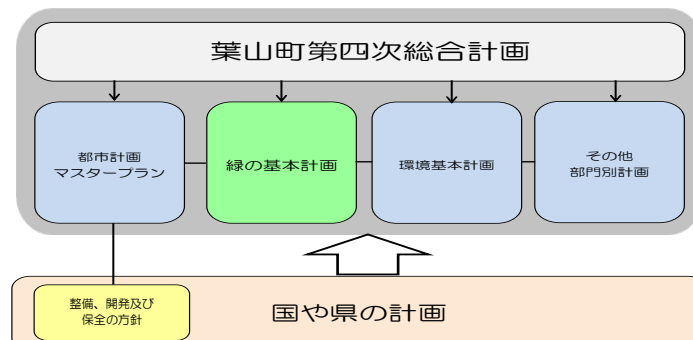
前計画における計画期間においては、本町の緑の根幹をなす緑地は現状を維持していることから、基本的には前計画に引続き維持保全に努め、市街化区域内*の緑については、良好な住環境の形成に重要なものであることから、都市的土地利用との調和を図りつつ、適切に保全・創造されるよう改訂を行うこととしました。

2. 計画の位置付け

「緑の基本計画」は、公園の整備や特別緑地保全地区*の設定など都市計画制度に基づく施策と、住民参加による緑化活動など都市計画制度によらない施策や取組みを体系的に整理した緑とオープンスペース*に関する総合的な計画であり、都市緑地法*第4条における「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として位置付けられています。

「葉山町緑の基本計画」(以下「本計画」という。)は、葉山町の施策の基本となる「第四次葉山町総合計画」を支える個別計画であると同時に、「葉山町環境基本計画」*や「改定葉山町都市計画マスタープラン」を支える緑とオープンスペースに関する分野別計画です。また、国や県による広域的な緑施策に対応した町の計画でもあります。

なお、「神奈川みどり計画」*や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」*との整合を図るとともに、その他、本町の関連計画との連携を図るものとします。



3. 計画の期間

平成27(2015)年3月に策定された、葉山町第四次総合計画は、町の最上位計画として位置づけられ、それぞれの個別計画は総合計画との整合を図り、総合計画に掲げるまちの将来像である「美しい海とみどりに笑顔あふれる ころろ温かな ふるさと 葉山」の実現に向け、各分野での取組みを計画するものです。

本計画に大きな関連がある都市計画マスタープランは、総合計画との整合を図りつつ、平成28年1月に改定されたことから、総合計画及び都市計画マスタープランの計画年度を考慮しながら目標年次である平成37(2025)年度末までの10年間の計画とします。

西暦(年)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
平成(年度)	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
総合計画	10年間(平成27年3月策定)										
都市計画 マスタープラン	10年間(平成28年1月改定)										
緑の基本計画	10年間(平成28年3月改訂)										

●第四次葉山町総合計画

町の最上位計画。計画は3層構造となっており、町の将来像とそれを実現するためのまちづくりの基本目標や取組みの方向性を示す基本構想、基本構想で掲げた目標を施策別に体系化した基本計画、基本計画で示した施策を具体的に示し、各年度の予算編成や事業実施の指針を記した実施計画の3つで構成される。

●都市計画マスタープラン

町における土地利用の基本的事項を示すもので、都市づくりの理念・目標を掲げ都市づくりの方針(全体構想)、地域づくりの方針(地域別構想)など町全体のランドデザインに関する計画。

●緑の基本計画

町における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本事項を示すもので、保全すべき緑の確保、緑化推進、緑地の配置及び施策展開の方針に関する計画。

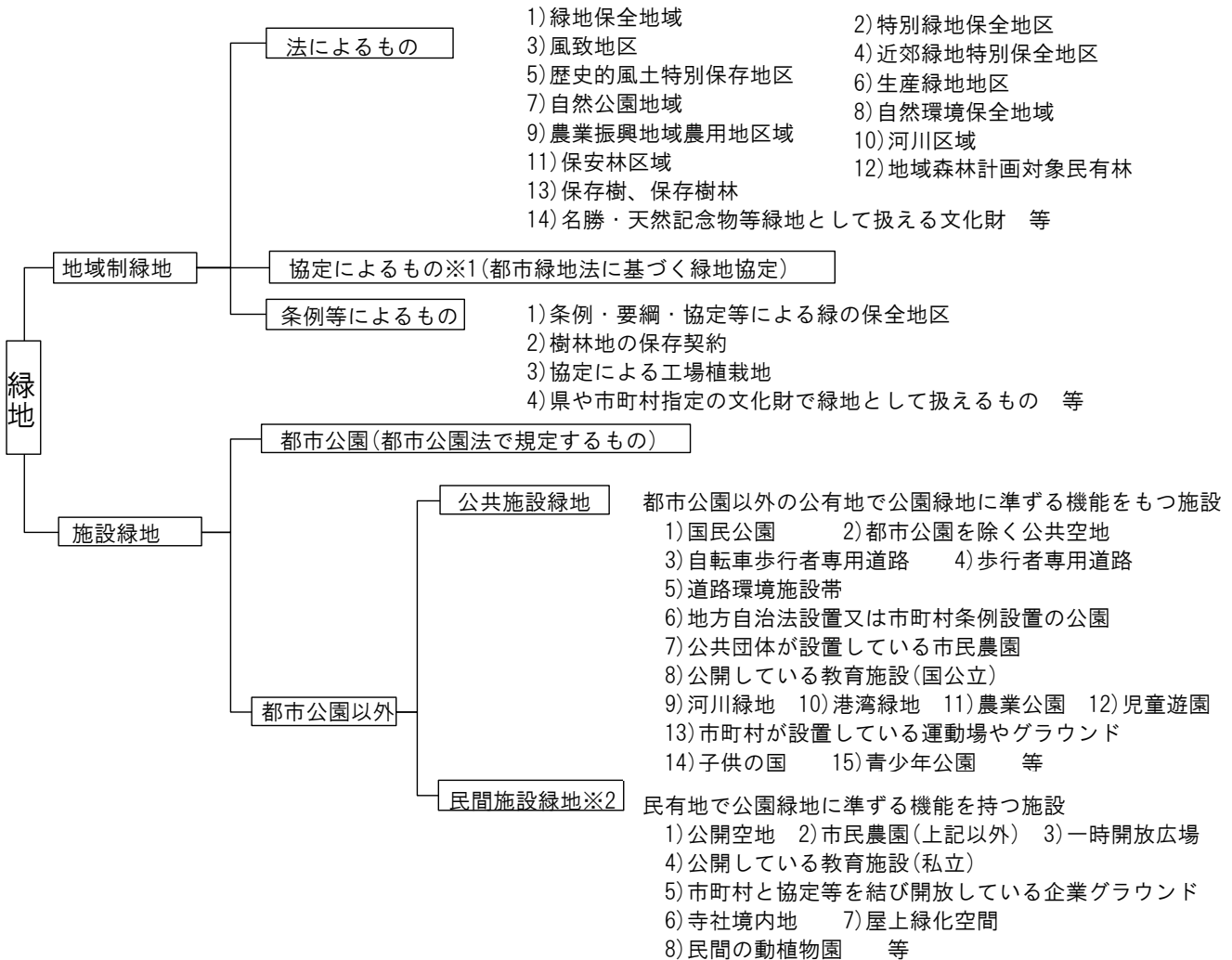
4. 計画の対象とする緑

本計画で対象とする「緑」は、「緑地」*とし、「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって良好な自然環境を形成しているもの（都市緑地法第3条）」とします。

緑地は、緑を保全するために法律や条例等によって、土地利用や開発等が規制された特定のエリアを示す「地域制緑地」*と、公園や公共施設における緑など、国や地方公共団体等が所有権を持ち、広く公の利用に供されている緑やオープンスペースを指す「施設緑地」*の二つに分類されます。

なお、本計画では「緑」について、樹木や草など植物に覆われた土地又は植物（特に樹木）そのものを指す狭義の意味と、これにグラウンドや裸地、水面など、建物や交通施設などに覆われていない空地を含める広義の意味を文脈に応じて使い分けるなど、都市緑地法に定められた「緑地」よりも広い概念で捉えるものとします。

【緑の施策体系図】



※1 面積算定をする場合は、植栽地面積等(協定により担保される緑化面積)を対象とする。

※2 民間施設緑地は、公開しているもの 500㎡以上の一団となった土地で建坪率が概ね 20%以下のもの、持続性があるものとする。

5. 緑をとりまく現状の整理

(1) 緑被の現況

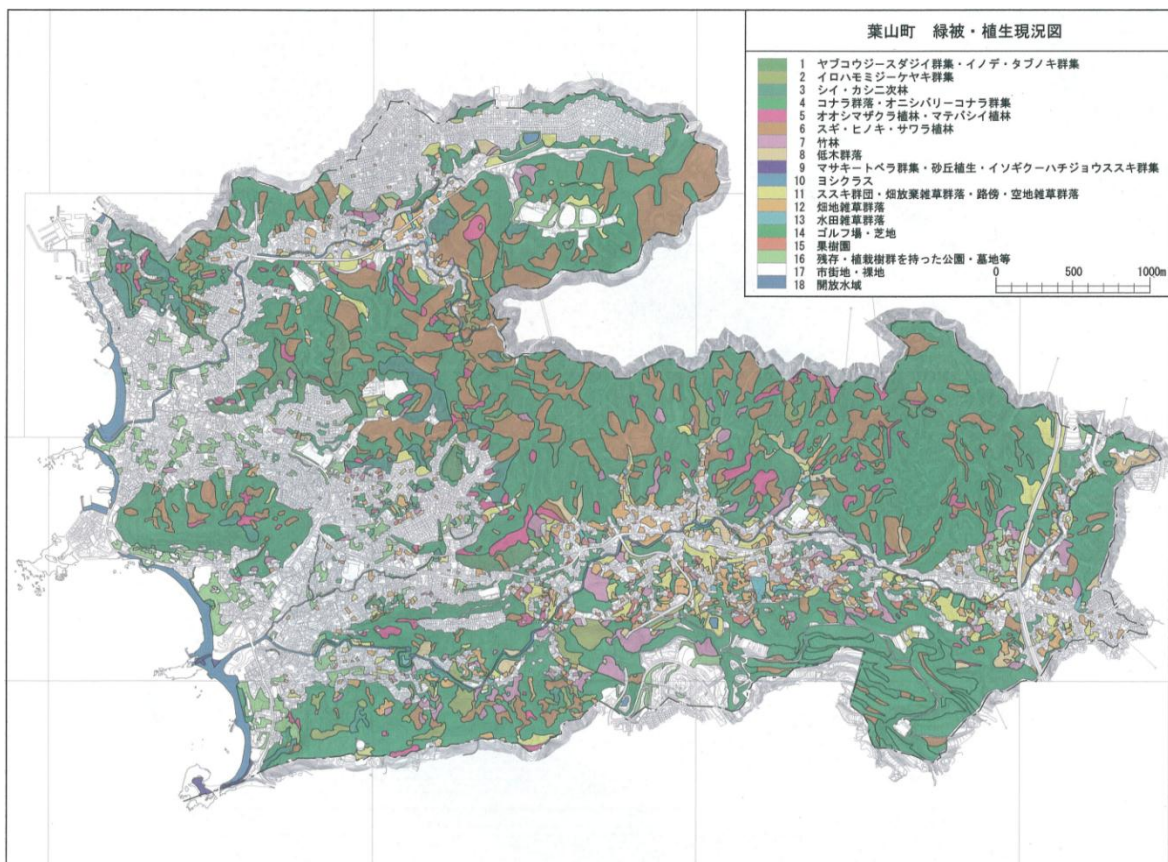
本町に現存する緑について、空中写真、既存の現存植生図、町内の代表的地点における植生調査の結果から緑被・植生現況図を2005年に作成しました。

それによると、2005年時点の町全体の緑被総量は約1,266haで、緑被率*約74%となっており、そのうち市街化区域の緑被量は約65ha、緑被率13%、市街化調整区域*の緑被総量は約1,201ha、緑被率は約99%でした。

その10年後に当たる2015年の現況については、2005年の植生図を基に、空中写真との比較、開発等による都市的土地利用への転換による緑被消失分から緑被・植生状況を確認しました。

植生状況については、10年前と大きく変わる点はありません。一方、緑被の状況は、逗葉新道が一般県道化したことによる沿道の都市的土地利用の進展や、民間の寮・保養所の宅地化によって、市街地内においては比較的まとまった緑が消失していることが見られます。これらのことにより、2015年における町全体の緑被総量は1,262ha、緑被率約74%、そのうち市街化区域の緑被量は約64ha、緑被率12%、市街化調整区域の緑被総量は約1,198ha、緑被率は約99%となり、10年前の現況と比べ、総緑被総量は約4ha減、うち市街化区域における緑被量の減が1.4haとなっています。

【葉山町の緑被・植生現況図】(2005年)



第1章 序

(2) 植生の状況

●丘陵斜面地

大半は落葉広葉樹*二次林*やスギ・ヒノキ植生林に覆われ、これらの森林は、大楠山から続く三浦半島の緑の軸線を形成しています。

●森戸川・大沢谷川流域丘陵斜面地

スギ・ヒノキ植生林や落葉広葉樹二次林、ケヤキ自然林等が見られます。

●下山川流域

下山川の両岸に広がる丘陵地では、水田を中心に、コナラ等の落葉広葉樹の二次林や植生*・竹林等が斜面を覆い、里山の面影を残した植生域となっています。

●三ヶ岡山緑地等

町西部の五ツ合から仙元山、滝ノ上に至る丘陵地、三ヶ岡山緑地、一色台等の丘陵斜面地では、シイ・タブ自然林や同二次林が多く見られ、自然性の高い植生域となっています。

●海岸

海岸は概ね砂浜や岩礁等の自然海岸で構成されています。海水浴場などでは植生は見られませんが、長者ヶ崎周辺には海蝕崖（波などによって侵食された崖）や海岸砂丘などに見られる多様な植生が残されています。

●市街地

市街地内は、寺社等の緑が点在しているほか、低層住宅を中心とした市街地は、風致地区*、近郊緑地保全地区等の指定により、宅地内の緑は一定量確保されているといえます。



森戸川中流域



下山川流域



長者ヶ崎地区



市街地

第1章 序

(3) 葉山町の主な植生

○ヤブコウ・スダジイ群集（森戸川）

尾根筋の比較的乾燥したところに見られます。スダジイやアカガシが多くヤブラン、ヤブコウジ等を伴います。



○イノデ・タブノキ群集（五ツ合）

比較的湿った土壤に見られます。タブノキやシロダモが多くキチジョウソウ、イノデ等を伴います。



○イロハモミジ・ケヤキ群集（森戸川）

谷部の急斜面で不安定な斜面などに見られるムクノキ、イロハモミジを伴うケヤキ林です。



○オニシバリ・コナラ群集（寺前）

昔、薪や炭を採っていたコナラの雑木林で、今ではスダジイ林の構成種が増えています。



○海蝕崖のポタンボウフウ群（長者ヶ崎）

海蝕崖の自然草原で、ハチジョウススキやポタンボウフウなどが多く、イソギク、ワダン、ハマボッサ等貴重な植物が見られます。



○水田雑草群落（猪俣川）

耕作中の水田に見られる草本群落で、コナギやアゼトウガラシ等、他では見られない草花が生育しています。



○葉山町でみられる植物たち



ギンレイカ（森戸川）



ミヤマウズラ（星山）



カントウアオイ（寺前）



イソギク（長者ヶ崎）



ハマカンゾウ（五ツ合）



サイハイラン（星山）

6. これまでの取組みと課題

地域制緑地、施設緑地、緑化の推進等その他の施策と大きく3つに分け、それぞれこれまでの取組み状況の確認と課題の抽出を行います。

①地域制緑地の指定状況と課題

■指定状況

●本町では首都圏の良好な緑を保全するため、首都圏近郊緑地保全法による、首都圏近郊緑地保全区域*が1,078ha（衣笠・大楠山近郊緑地保全区域：272.5ha、逗子・葉山近郊緑地保全区域：805.5ha）が全国に先駆けて定められています。また、首都圏近郊緑地特別保全地区*を33.2ha（三ヶ岡山近郊緑地特別保全地区）定めています。

●風致地区は市街地の南側半分と大楠山へ至る丘陵地の2箇所に、合わせて406.5ha指定されています。第1種風致地区は三ヶ岡山と芝崎海岸より南側の一色海岸、長者ヶ崎海岸に58.2ha指定されています。なお、三ヶ岡山は首都圏近郊緑地特別保全地区と風致地区に二重に指定され、手厚く保全されています。

●本町では、緑豊かなまちづくりを進めて行くために「葉山町緑地保全契約」*により所有者の同意を得て緑地保全のために奨励金を交付しており、平成26年度末現在の契約面積は4.4haとなっています。また、「ふるさと葉山みどり基金」*制度により、緑地保全を推進しています。

	箇所数	面積(ha)	備考
近郊緑地保全区域	2	1,078	衣笠・大楠山近郊緑地保全区域 逗子・葉山近郊緑地保全区域
近郊緑地特別保全地区	1	33.2	三ヶ岡山近郊緑地特別保全地区
風致地区	2	406.5	大楠山風致地区、一色風致地区
保安林 *	—	38	—
鳥獣保護区 *	2	415	二子山鳥獣保護区、一色鳥獣保護区
史跡・天然記念物	15	—	
地区計画地区 *	6	102.4	
町緑地保全契約地区	78	4.4	

●近郊緑地保全区域

無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として首都圏近郊緑地保全法により指定されるものです。

また、近郊緑地保全区域内で特に良好な自然環境を有する地区については、都道府県知事が都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができます。

●近郊緑地特別保全地区

特別保全地区に指定された地区においては、原則として樹林に影響を与える行為は禁止となることから、永続的に保全することが可能となります。

■課題

●三浦半島公園圏構想に位置付けられる三浦半島国営公園構想の連携地区として位置付けられ、近郊緑地特別保全地区への指定を計画している二子山山系のまとまった緑については、関係機関・民間団体との協働*により、利活用の推進が図られていますが、今後、近郊緑地特別保全地区指定に向け、希少生物の生息地等、特に優れた自然環境を有するエリアの抽出等、具体的な指定候補地の選定を進める必要があります。

三浦半島公園圏構想について



「三浦半島公園圏構想 (H18.3)」は、美しい「みどり」と「うみ」に囲まれた三浦半島全体を「公園」のような空間として捉えた上で、三浦半島の貴重な「みどり」と「うみ」の保全・利活用を図るとともに、地域住民の快適な生活や三浦半島の活性化を図ることを目的とする構想です。本構想の対象範囲は、その地勢と歴史的経緯、核となる樹林地の分布等をふまえ、葉山町のほか、横浜市金沢区・栄区、鎌倉市、逗子市、横須賀市、三浦市の4市1町2区とされています。

この中で、葉山町と逗子市に跨る樹林地である「二子山地区」が国営公園*連携地区として位置付けられています。

三浦半島公園圏構想緑の拠点地区

出典) 三浦半島国営公園設置期成同盟会 HP より



二子山地区 (森戸川上流域)

②施設緑地の整備状況と課題

■整備状況

- 本町の都市公園*の整備面積は 63.5ha で一人当りの公園面積は約 19.2 m²/人となっています。一方、神奈川県の一人名当りの公園面積は約 5.12 m²/人、全国平均は約 9.93 m²/人であることから、本町は突出して高い水準にあるといえます。
- 主な公園としては三ヶ岡山（県立はやま三ヶ岡緑地）、県立葉山公園等が、町を代表する景勝地、眺望地点に立地しているほか、運動施設と憩いの場を備える南郷上ノ山公園があります。
- 市街地では、住宅団地の開発等により町へ移管されたものを含め、市街地の広場・公園が 62 箇所あり、都市公園を補完している状況です。
- 神奈川県に町内 6 箇所の緑地が寄贈され、トラスト緑地として葉山の景勝地の緑と景観の保全に寄与しています。

	箇所数	面積(ha)	備考
都市公園	7	64.3	
広場・公園	62	6.5	
その他の公共施設緑地	13	42.9	学校、役場、海岸、河川、町民農園
町有緑地	14	37.6	
トラスト緑地	6	9.5	葉山緑地、葉山滝の坂緑地、長柄緑地、葉山堀内緑地、長者ヶ崎緑地、一色台緑地

■課題

- 町有緑地やトラスト緑地の樹木の過熟化が進み、特に斜面地の風倒木や表土の薄さと相まった斜面樹林地の崩落などの影響が現れており、適切な維持管理や土砂災害対策等を講じる必要があります。
- 高齢化等、社会情勢の変化やニーズに対応する広場・公園の機能のあり方を検討する必要があります。

トラスト緑地



町内のトラスト緑地（長者ヶ崎緑地）

イギリスで始まり発展した運動をモデルに、神奈川県が設置する「かながわトラストみどり基金」と運動体となる「かながわトラストみどり財団」が連携して、都市化の著しい県内の身近なみどりを守り、育てる運動として昭和 61 年に「かながわナショナル・トラスト運動」をスタートしました。現在、県内で保全するトラスト緑地は 28 箇所、84ha を超え、うち、葉山町には 6 箇所、9.5ha がトラスト緑地として保全されています。

③緑化の推進等その他施策の状況

■取組み状況

●緑豊かで良好な住環境づくりと防災を目的に「いけがき設置等助成制度」*を設け、民有地の緑化を進めています。

●線虫を原因としてマツが赤褐色になり枯れる被害を拡大させないために「枯れ松防除補助制度」*により伐倒費用の一部を補助するほか、樹幹注入による被害予防に対する補助を行っています。

●良好な住環境の形成や潤いのあるまちづくりを推進するため、葉山町まちづくり条例*（平成14年葉山町条例第17号）により、既存樹木の保全や一定基準の緑地又は植栽地の確保を図っています。

●生態系の保全を目的に、本来日本には生息していないアライグマ、台湾リス等の外来生物の計画的な捕獲を実施し、タヌキ等の在来生物の保護を実施しています。

■課題

●「いけがき設置等助成制度」については、設置件数の減少に伴い、平成26年度よりこれまで、公道に面した生け垣の設置に限定していたものを隣地境界の生け垣についても対象とするなど拡充を図りましたが、設置件数が伸び悩んでいます。

●枯れ松対策については、近年被害件数が増加し、地域のランドマークとなっていた巨木も被害に遭いました。

●アライグマ、台湾リスともに防除計画を策定し、積極的な捕獲を実施しており、アライグマについては近年捕獲数が減少するなど、一定の成果が見られていますが、台湾リスについては依然として多数生息していることが推察されており、冬季の樹皮はがしによる樹木の立ち枯れも発生していることから、引続き捕獲圧を高く維持することが必要です。



台湾リスと食害にあったユズ